

航空物流外国人材活用事業（特定技能所属機関の基準に係る航空分野告示の特例） 令和7年9月認定

- ☑航空物流業界では、航空貨物に係る荷役業務等において慢性的な人手不足が発生しており、人材確保が喫緊の課題。
- ☑とりわけ、日本最大の貿易港である成田空港においては顕著な状況にあり、今後、滑走路の新設をはじめとした更なる機能強化により、貨物取扱量は200万tから300万tへの増加が見込まれることから、外国人材の活用を含め、人材確保に向けた早急な取組が必要。

規制緩和前

空港敷地外で航空物流に係る貨物を取り扱う事業者は、特定技能外国人を受け入れることができない。

規制緩和後

空港敷地外の保税蔵置場等において、空港敷地内と同様に、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務を行う事業者が、特定技能外国人を受け入れることを可能とする。

※保税蔵置場
輸入手続前の貨物や輸出手続後の貨物の積卸し、蔵置ができる場所。

事業概要

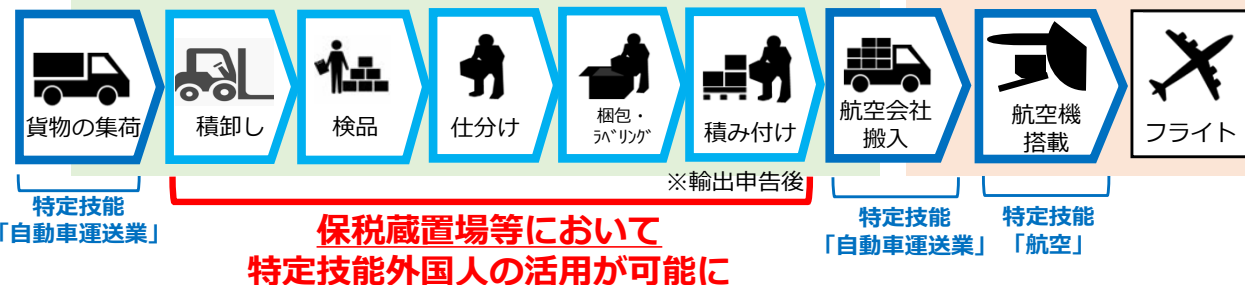
【航空貨物を輸出する場合の例】

■ : 空港敷地外
■ : 空港敷地内

従前



措置



効果

物流に係る人材不足が深刻化している成田空港やその周辺における貨物取扱事業者の人材確保に寄与し、成田空港の国際航空物流機能を強化！